

鴻巣市 北本市 吉見町

新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書

鴻巣市、北本市、吉見町は、新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本的事項について、下記のとおり合意する。

記

1 新たなごみ処理施設の整備促進に関する枠組み

鴻巣市、北本市、吉見町の2市1町による枠組みで、埼玉中部環境保全組合を事業主体として、新たなごみ処理施設の建設を行う。

2 新たなごみ処理施設の建設予定地

施設の建設予定地は、鴻巣市郷地安養寺地内とする。

3 新たなごみ処理施設の整備促進に関する事務局

事務局は、埼玉中部環境保全組合内に設置する。

4 補 則

本合意書に定めのない事項及び本合意事項について疑義が生じたときは、鴻巣市、北本市、吉見町で協議のうえ、決定するものとする。

この基本合意の証として、本書3通を作成し、鴻巣市、北本市、吉見町において署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月16日

鴻巣市中央1番1号

鴻巣市

鴻巣市長

原 口 和 久



北本市本町1丁目111番地

北本市

北本市長

三 呂 幸 雄



吉見町大字下細谷411番地

吉見町

吉見町長

意 崎 善 雄

